

長崎大学病院におけるネーミングライツ事業（提案指定型）募集要項

国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）は、「長崎大学におけるネーミングクライツ事業の設定等に関する基本方針」に基づき、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業の公募を実施します。

1. ネーミングライツ事業（提案指定型）とは

契約により、本学が法人、法人以外の団体又は個人事業主（以下、「法人等」という。）に、指定した施設へ法人等の広告掲示を認めるものです。

2. 対象施設

長崎大学病院 本館 1階 医事課前通路

詳細は、別紙 1 を参照してください。

3. 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する法人等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題をおこしているもの
- ④ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく再生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと認められるもの

4. 広告掲示期間

本学から広告掲示を認められた法人等（以下、「広告主」という。）は、申請月の翌々月以降で本学が指定する日から対象施設へ広告掲示を行うものとし、掲示期間は原則 6 か月～5 年間とします（更新可）。

また、広告主は掲示する広告を変更する場合、別紙 5 の広告変更申請書を提出し、長崎大学病院経理調達課の許可を得てから掲示することができます。

5. 掲示する広告の条件

- ① 掲示する広告は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

- ② 次の各号のいずれかに該当するものは、掲示することができません。

- 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 社会問題についての主義主張のあるもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- たばこの広告や喫煙を促すもの
- アルコール飲料に関するもの
- 葬祭業、墓地、葬儀等に関するもの
- 美観風致を害するおそれがあるもの
- その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

6. 広告掲示料

広告掲示料は、原則別紙1のとおりとします。

7. 選定方法

提出書類をもとに、総合的に判断して広告主の候補者を決定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

8. 応募方法

(1) 提出書類

次の①～④の書類を、紙媒体と電子媒体にて（3）へ提出してください。

- ① ネーミングクライツパートナー申請書（別紙2）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 誓約書（別紙3）
- ④ 掲示予定の広告（1部）

(2) 応募書類提出先

長崎大学病院事務部経理調達課

〒852-8501 長崎市坂本1-7-1

TEL : 095-819-7998

E-mail : kanrikansa@ml.nagasaki-u.ac.jp

※メールは容量5MBまでしか受信できません。5MB以上の場合はオンライン（クラウド）ストレージ等にて提出願います。

9. 広告主の決定及び契約の締結

- (1) 広告主は、本学における審議のうえ、学長が決定します。
- (2) 本学は、(1)により決定した広告主との間で別紙4の契約書によりネーミングライツに関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。ネーミングライツに関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該広告主とは、契約期間の満了後、継続契約の締結にあたり、優先的に交渉することができるものとします。
- (3) 広告主の選定結果は、全ての申込者に文書で通知するとともに、本学のホームページ等により公表するものとします。

10. 広告掲示料の納入

- (1) 本学の発する請求書により、指定期日までに納めなければなりません。
- (2) 指定期日までに広告掲示料を支払わないときはその期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として請求するので支払いに応じなければなりません。

11. 本学の解除権

- (1) 本学は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主の決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - ② 契約に定める条項に違反したとき。
 - ③ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を著しく低下する行為を行ったとき。
 - ④ 役員・従業員・株主その他の関係者による不正行為、反社会的行為などによって社会的信用が著しく低下したとき。
 - ⑤ その他上記に準じる事由によって社会的信用が著しく低下し、本施設に広告を掲示することが不相当になったとき。
 - ⑥ 応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
 - ⑦ 本学職員のアポイントなく、建物内に立ち入り、営業活動またはこれに類する行為（商品の販売、サービスの勧誘等）を行ったとき。
- (2) (1)の場合、広告主は、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。
- (3) 本学は、(1)によるほか、必要があるときは、広告主の決定を取り消し、又は契約を解除することができます。
- (4) 広告主の事情等により広告掲示の継続が困難な場合は、1か月以上前に本学へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済みの広告掲示料の返還はできません。
- (5) 本学の解除権の行使は、学内での議を経て学長が決定します。

12. その他留意事項

- ① 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令規定又は検査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

長崎大学病院 配置図

本館 1階 医事課前通路



現在職員用エレベーターホールに広告掲載しています



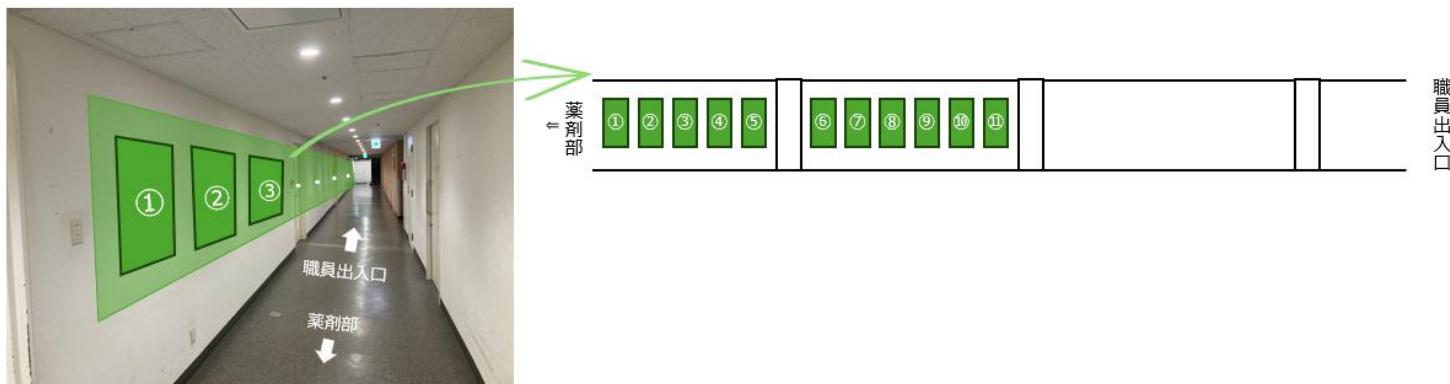
(職員用エレベーターホール写真)

ネーミングライツ事業（提案指定型）対象施設

長崎大学病院 本館 1階 医事課前通路

※長崎大学病院の医師、看護師、事務職員等が通行します。

※希望があれば、事前の現地確認が可能ですので申請書提出先までご連絡ください。



○ A1 サイズ(594 mm × 841 mm) : 4.4万(税込)/月

上記に加え、契約初月は、フレーム代及び取付施工費として7,000円（税込）を請求します

① から先着順で契約を行います。

複数枠を希望される場合はご相談ください。

■指定フレーム

「提案指定型(屋内)」における広告掲示の際は、下記フレームにて統一する。

・ (株)アルテ オストレッチ 程度

(カタログより抜粋)

オストレッチ 特許 87502

＊グリーン購入法適合商品 GPN DB規格

ワンタッチでフレームオープン！ シャープでストレートなフレームデザイン

アルミフレーム

Aluminum Frame



フレームの開き方

レバーを押し上げるだけでコーナーが開く「ストレッチ」機能により、入れ替えが簡単です。

1. 開き方

2. 閉き方

■取り方

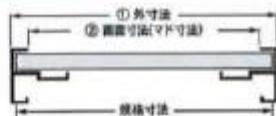
3点吊り

付属のヒモを取り出します。裏面の吊り具にヒモを通します。お好きな高さに調節してください。

吊り具は3カ所付いていますので机でも壁でも使えます。

※角コーナーは複数個のため、破損に注意して下さい。

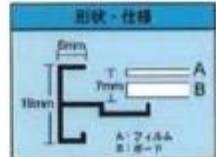
外寸・画面寸法の目安



① 外寸法
② 画面寸法(マド寸法)
規格寸法
※多少の誤差があります。

① 外寸法 = 規格寸法 + 4mmです。
② 画面寸法(マド寸法) = 規格寸法 - 8mmです。

形状・仕様



A: フィルム
B: ガード

年 月 日

国立大学法人長崎大学 学長 殿

申請者

名 称代表者 印住所

ネーミングライツパートナー申請書

「長崎大学におけるネーミングライツ事業募集要項」に基づき、ネーミングライツパートナーになることを希望しますので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

契 約 期 間	契約後 年	
掲示場所	<input type="checkbox"/> 職員用エレベーターホール <input type="checkbox"/> 医事課前通路	
サイズ	<input type="checkbox"/> A 1 サイズ (594 mm × 841 mm) 4.4万円(税込み)/月 <input type="checkbox"/> A 2 サイズ (420 mm × 594 mm) 2.2万円(税込み)/月 ※医事課前通路はA 1 サイズのみ	
連 絡 先	担当者氏名	
	電話	
	E-mail	

年 月 日

誓 約 書

長崎大学ネーミングライツ事業ガイドライン「7. 応募資格」に該当するかどうかについて、
あてはまるものにチェック (☑) をしてください。

規制業種又は事業者	該当する	該当しない
① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 社会問題をおこしているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 消費者金融業及び事業者金融業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 政治団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 宗教団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のとおり、相違ないことを誓約します。

国立大学法人長崎大学 学長 殿

名 称 _____

代表者 _____ 印 _____

住 所 _____

長崎大学保有施設の広告枠貸付に関する契約書

貸付人 国立大学法人長崎大学長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と借受人 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、保有施設の広告枠貸付について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件及び貸付目的）

第2条 甲は、末尾記載の貸付場所（以下「貸付物件」という。）に設置する広告枠を広告の掲出場所として乙に貸し付ける。

2 乙は、貸付物件を広告の掲出のために使用するものとし、使用するにあたっては、長崎大学ネーミングライツ事業ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び長崎大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 前条の貸付期間は、令和 年 月 日から令和年 月 日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、貸付期間が1年以内の場合は、前条に定める貸付料を甲が別途発行する請求書により、貸付期間開始月の翌月末日までに甲に納付しなければならない。貸付期間が1年を超える場合は、前条に定める貸付料のうち甲が別途発行する請求書の金額を甲が定める納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 甲は、既に納入された貸付料を乙に返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は本契約を解除したときは、この限りではない。

（支払遅延）

第6条 乙が前条に規定する日までに甲が請求する金額を納付しないときは、納付期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、請求額に年3%の割合で計算した金額を滞延金として甲に支払わなければならない。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りではない。

（目的外使用の禁止）

第7条 乙は、貸付物件を第2条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

（原形変更の禁止）

第8条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第9条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、甲が乙以外の者が貸付物件を使用することを事前に認めている場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) 乙の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- (7) 甲の許可なく、甲の敷地内に立ち入り、営業活動またはこれに類する行為（商品の販売、サービスの勧誘等）を行ったとき。
- (8) その他甲が貸付を取り消すことが必要と認めるとき。

2 前項の規定により、本契約を解除した場合において損失が生じることがあっても、乙は、甲に対しその補償の請求を行うことができない。

3 乙が、第1項第6号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

(広告内容の責任)

第11条 乙は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約の不履行又は履行に契約不適合があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第13条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、ガイドライン及び基本方針の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
ただし、本契約を電磁的記録による締結とすることに双方合意した場合、本契約書の電磁的記録を作成し、電子署名を施した上で、当該電磁的記録を双方保管するものとする。

令和 年月日

貸付人（甲） 長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学長
永 安 武 印

借受人（乙）（住所）
(名称又は商号)
(代表者氏名) 印

貸付物件の表示

名称	所在地	掲出場所	規格・種類
長崎大学病院	長崎市坂本1-7-1		A○サイズ○番

(別紙5)

年 月 日

【長崎大学病院】広告変更申込書

長崎大学病院長 様

住所

名称

代表者

年 月に掲載している広告について内容を変更したいので、以下のとおり申し込みます。

担当者 役職 氏名	
連絡先 TEL E-mail	
変更の理由	
変更後の内容	

※広告デザイン（紙媒体）を併せて提出してください。